

◎公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被選挙権）</p> <p>第十条 日本国民は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衆議院議員については年齢満十八年以上の者 二 参議院議員については年齢満二十三年以上の者 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満十八年以上のもの 四 都道府県知事については年齢満二十三年以上の者 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満十八年以上のもの 六 市町村長については年齢満二十三年以上の者 <p>2 前項第一号、第三号及び第五号の年齢は選挙の期日の公示又は告示の日の前日より、同項第二号、第四号及び第六号の年齢は選挙の期日より、それぞれ算定する。</p>	<p>（被選挙権）</p> <p>第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者 <p>2 前項各号の年齢は、選挙の期日より算定する。</p>

改 正 案	現 行
<p>第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満十八年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。</p> <p>② 日本国民で年齢満二十三年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。</p> <p>② 日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。</p> <p>③ 日本国民で年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。</p>